

議案第 4 2 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 1 4 条第 1 項及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 2 年 6 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 1 8 年指令市第 7 4 5 号）の一部を次のように変更する。

第 5 条中「さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 4 番 1 号財団法人埼玉県自治会館内」を「さいたま市内」に改める。

別表第 1 中「寄居町 騎西町 北川辺町 大利根町」を「寄居町」に、「白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷺宮町」を「白岡町」に、「埼玉県市町村総合事務組合 加須市騎西町衛生施設組合」を「埼玉県市町村総合事務組合」に、「皆野・長瀬上下水道組合 栗橋・鷺宮衛生組合」を「皆野・長瀬上下水道組合」に、「坂戸地区衛生組合 大利根町北川辺町衛生施設組合」を「坂戸地区衛生組合」に、「比企広域市町村圏組合 加須地区消防組合」を「比企広域市町村圏組合」に、「騎西鴻巣学校給食センター組合」を「加須鴻巣学校給食センター組合」に改める。

別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項中「寄居町 騎西町 北川辺町 大利根町」を「寄居町」に、「白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷺宮町」

を「白岡町」に、「埼玉県市町村総合事務組合 加須市騎西町衛生施設組合」を「埼玉県市町村総合事務組合」に、「皆野・長瀬上下水道組合 栗橋・鷺宮衛生組合」を「皆野・長瀬上下水道組合」に、「坂戸地区衛生組合 大利根町北川辺町衛生施設組合」を「坂戸地区衛生組合」に、「比企広域市町村圏組合 加須地区消防組合」を「比企広域市町村圏組合」に、「騎西鴻巣学校給食センター組合」を「加須鴻巣学校給食センター組合」に改め、同表第4条第2号に掲げる事務の項及び同表第4条第3号に掲げる事務の項中「寄居町 騎西町 北川辺町 大利根町」を「寄居町」に、「白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷺宮町」を「白岡町」に改める。

別表第3第2区の項中「寄居町 騎西町 北川辺町 大利根町」を「寄居町」に、「白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷺宮町」を「白岡町」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項（変更規定中「寄居町 騎西町 北川辺町 大利根町」を「寄居町」に、「白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷺宮町」を「白岡町」に改める部分を除く。）の規定は、平成22年3月23日から適用する。